

# 家族手当

組合名	区分	金額	備考
朝日	配	29,700	年収141万円未満
	配	13,200	年収347万円未満
	世帯	14,200	配偶者と死別、離婚した場合支給。
	扶養	20,000	扶養している子で18歳の年度末まで1人20,000円支給。
	扶養	22,900	扶養している子で23歳の年度末まで22,900円支給。6年生大学は満25歳年度末
	家族	5,000	子以外の扶養家族1人につき5,000円支給。
毎日(世帯手)	扶配	31,000	配偶者無職、無収入。
	配	15,500	配偶者に収入がある場合。
	1扶	13,000	配偶者がいない場合の同居の扶養家族。 配偶者を除く扶養家族一人につき12,000円加算。
読売	配	37,000	配偶者の所得が38万円(給与所得103万円)超で、本社員の所得より少ない場合は半額支給。
	世帯	37,000	世帯手当は配偶者と死別、または離婚し、18歳未満の子がいる場合。
	家族	20,000	家族手当は子1人につき月額20,000円。60歳以上の父母、祖父母などは15,000円。 扶養家族とは①60歳以上の父母、祖父母、曾祖父母と50歳以上の寡婦(生別を含む)である母②18歳未満の子、孫、弟妹(ただし、学校在学中の者は18歳以上27歳未満にも適用)③2親等内の厚生年金保険法による2級およびそれ以上の程度の身体障害者④その他会社が扶養家族と認める親族。なお、②の学校とは(イ)高校、中等教育学校(後期)、短大、大学、大学院、高専、ろう・盲学校、養護学校(ロ)短大、大学進学を目的とする受験学習校(ハ)一般職業のための実務習得を目的とする専修学校。
大阪読売	配	37,000	配偶者の所得が38万円(給与所得103万円)超で、本社員の所得より少ない場合は半額支給。
	世帯	37,000	世帯手当は配偶者と死別、または離婚し、18歳未満の子がいる場合。
	家族	20,000	家族手当は子1人につき月額20,000円。60歳以上の父母、祖父母などは15,000円。
読売西部	配	37,000	配偶者の所得が38万円(給与所得103万円)超で、本社員の所得より少ない場合は半額支給。
	世帯	37,000	世帯手当は配偶者と死別、または離婚し、18歳未満の子がいる場合。
	家族	20,000	家族手当は子1人につき月額20,000円。60歳以上の父母、祖父母などは15,000円。
日経	配	35,000	
	子	12,000	出席届により支給を開始し、満18歳の3月までは自動的に継続。18歳以上25歳を上限に毎年4月に調査の上、税法上の扶養もしくは教育手当の支給対象者には支給。
	親	15,000	独身で税法上親を扶養している場合、親一人につき。
共同通信	配	33,000	
	1扶	20,000	配偶者を持たず家族を扶養する場合、年齢にかかわらず年長の扶養家族のうち1人
	他	17,000	父母、子を対象。子は18歳未満(満23歳まで延長あり)、父母は満50歳以上で義父母も含む。
時事通信	配	36,700	月収9万円の収入がある場合は支給せず。
	1扶	18,850	配偶者がいない場合は22,850円。
	2扶	18,850	扶養2人目以降。扶養は満20歳未満の子、所得税法上、扶養家族となっている満60歳以上の父母
東京	配	29,000	配偶者が税法上の扶養親族の場合。それ以外は22,000円
	子女	16,000	18歳以下、及び大学生。子女手当支給者で、配偶者が死亡した場合、世帯主手当の半額を支給。
	他	3,000	原則として、収入のない同居の両親など。
日刊工業	妻	21,000	
	子	9,000	18歳未満。就学者の場合、22歳まで。
北海道	配	30,000	配偶者の収入が103万円以下の場合、それ以上はなし。
	子	10,000	子は23歳未満
	他	2,000	支給上限6万円
西日本	父母	11,700	その他9,000円
	配	29,300	配偶者の給与所得が103～141万円は月額24,800円、141万円超は20,000円
	子供	20,000	税法上の特定扶養親族の場合。それ以外は18,000円
室蘭	妻	12,000	年間収入103万円未満の配偶者
	子	6,000	満18歳未満の子

組合名	区分	金額	備考
苫小牧	配	12,000	
	子	7,000	
十勝毎日	妻	5,500	
	子	2,200	
釧路	配	11,000	第1扶養は6,000円。第2扶養以下は4,500円
	子	4,500	
東奥日報	配	31,200	家族手当は次に該当する扶養者がある場合支給する。 ただし、実質的に当該従業員の収入によって生計を維持し、定時収入月平均が別に定める基準額未満のものに限り同居を原則とする。 特別事由のある場合は会社が決める。 ①配偶者②直系尊属及び兄弟で60歳以上のもの ③直系尊属及び弟姉で18歳未満のもの ④学校教育法に規定する学校に在学の子、弟妹 ⑤心身に重度の障害のあるもの (内規)定時収入月平均基準額は85,834円(103万円÷12)
	1子	14,500	
	他	8,900	
デーリー東北	1扶	22,000	
	2扶	12,000	
	3～5	8,500	
	6扶	5,000	
陸奥	1扶	6,100	扶養を有する正社員および試用社員に支給する。実質的に当該社員の収入によって生計を維持している配偶者および2親等以内の親族で、いずれも年間収入が103万円以内の者。
	2扶	3,450	
岩手日報	配	35,700	社員及び常勤嘱託の有扶養者に支給される。
	子	23,100	第1、2子
	子	23,100	第3子以降。
	他	10,000	
秋田魁	1扶	44,000	(1)満18歳未満の直系卑属 (2)配偶者、直系卑属 (3)体が極度に不自由で、従業員と同一戸籍にある人 ただし(イ)従業員によって扶養されていること(ロ)従業員と生計を一にしていること(ハ)扶養対象者の給与などの年間収入が103万円以下であること。
	2扶	23,200	
	3扶	14,800	
	4扶	7,800	
	5扶	7,600	
山形	1扶	19,000	
	2扶	18,000	
	3扶	13,000	
	配	17,500	
	配扶	23,500	
河北	1扶	33,000	従業員で①配偶者②満22歳以下の子(支給限度は満22歳に達した直後の3月まで)③60歳以上の父母④その他扶養義務がある者一を有するものに対し支給される。支給を受ける家族は「従業員によって扶養され、河北新報健康保険組合の被扶養者認定者、所得税法の扶養者に準じ、申請によりその他会社が認めたもの」とする。なお、扶養対象者の年間収入額が一定額を超えた場合は、年初に遡って返還を求める場合がある。
	2扶	12,000	
河北仙販	1扶	34,000	世帯主である社員で、扶養義務のある者(①配偶者②満18歳未満の子③満60歳以上の父母④その他)を有する者に対して支給 ※子の支給限度は満18歳(満18歳に達した直後の3月)までとする。但し、進学し在学証明書を提出した者には、満22歳に達した直後の3月までを限度に在学期間中8,000円を支給する
	2扶	12,000	
	※	8,000	
福島民友	1子	17,600	
	妻	24,800	
	他	11,500	予備校・専門学校就学者6,000(奨学手当)
茨城	配	20,000	税法上の控除対象配偶者。
	1扶	4,000	税法上の扶養家族である子女(一人につき)。配偶者を扶養せず、第1扶養、第2扶養等がある場合は第2扶養者に対し20,000円支給する
全下野	子	26,000	子供育成手当。満18歳まで(誕生月の属する年度末)。18歳以上で学校教育法第1条等による学校に在籍している子は満22歳の誕生月の属する年度末まで。
下野印刷センター	子	20,000	子供育成手当。満18歳まで(誕生月の属する年度末)。18歳以上で学校教育法第1条等による学校に在籍している子は満22歳の誕生月の属する年度末まで。

組合名	区分	金額	備考
上毛	配	13,000	①支給事由の発生、消滅は毎年末における給与所得者の扶養控除申告書に基づき当該の1月から年末までの12カ月間を支給対象期間とする。②所得税法第2条33項、34項に定める控除対象配偶者並びに扶養親族を対象。③子は満22歳の年度末までに限る
	子	5,000	
	他	4,000	
埼玉	妻	8,000	従業員と同居、主としてその収入により生活を維持する親族であって、次の各号に該当する場合、合計4人を限度として支給する。①妻②満60歳以上の父母(養子の場合は養父母)③満18歳未満の子④18歳以上で学校教育法第1条による学校(高等学校ならびに大学校)に在籍する子。 参与、参事、嘱託には支給しない。
	扶養	3,500	
千葉	妻	7,000	
	子、他	2,500	
神奈川	扶配	16,000	①満19歳未満の直系卑属または弟妹②満16歳以上の直系卑属③心身障害者。扶養するか否かの判定は所得税法上の扶養親族に該当するか否かによる。
	扶養	15,000	
報知	妻	34,000	
	扶	22,000	
	扶	20,000	
	扶	15,000	
スポニチ	1扶	25,000	配偶者もしくは子供 直系の父母 生計を同一にしている場合 一人につき7,000
	2扶	20,000	
東日印刷	配	21,000	配偶者に収入があり、所得税法上の配偶者控除対象者とならない者には支給しない。 当該家族の主たる扶養義務者でなければならない。
	扶養	8,000	
日刊スポ東京	妻	38,000	①満20歳未満の子。ただし、就職しているものおよび既婚者を除く②満60歳以上の父母(養父母を含む)。ただし、税法上の被扶養者に限る。③満20歳以上で不具廃疾の子。
	扶養	14,000	
新聞協会	配	27,000	子は23歳未満まで支給。
	1扶	22,000	
	2扶	13,000	
化学工業	配	10,500	第1子、その他扶養家族(1人につき)
	他	5,500	
建設工業	配	16,800	
	1子	8,400	
	2子	4,450	
建設通信	妻	10,000	
	子	10,000	
ジャパンタイムズ	扶配	23,000	税法上の控除対象配偶者。 上記以外の配偶者で被扶養者と認められる者。 18歳未満の子、または65歳以上の同居の実父母で2人を限度として1人につき9000円。
	配	16,000	
	家族	9,000	
朝日学生	妻	22,500	夫婦とも従業員の場合は一方のみ支給 満19歳未満
	子	10,500	
AFP	家族	9,500	=家族手当 =子供手当
	子	5,000	
日経メディアマーケティング	配	30,000	
	1扶	15,500	
	2扶	12,500	
	親	14,000	

組合名	区分	金額	備考
新潟日報	1扶	40,000	①配偶者が給与支給先から家族手当や同種の手当を受給している場合は対象としない。 ②22歳(年度末)までの収入のない修学者に対して支給。 《配偶者の所得要件》 ①103万円未満は支給 ②103万円以上141万円未満は配偶者分23,000円 ③141万円以上は配偶者ゼロ、子供第1位者40,000円、第2位者以降は今まで通り ④141万円以上200万円以下で子供がいない場合は09年3月まで15,000円
	2扶	20,000	
信濃毎日	1扶	34,000	税法上の被扶養者が対象。
	2扶	18,500	①同一戸籍内にある子女で満22歳に達した最初の3月末まで。ただし、満18歳に達した最初の3月末日以降は、第2人者以下の扱い。②60歳以上の父母で扶養者と同姓の者。③重度心身障害者の3親等の親族④配偶者が死亡または重度心身障害者の場合における満60歳未満の親
長野日報	妻	12,000	家族手当支給対象者 (1)配偶者 (2)世帯主と生計を一にする親族、児童福祉法の規定による里子、年齢60歳以上の老年年齢者及び学生で年間所得組合員平均本給14カ月相当額以下の者。及び世帯主本人の扶養親族で次のイからへまでのいずれかに該当する者。イ、心神喪失の状況にある者 ロ、精神衛生鑑定などから精神薄弱者と判定された者 ハ、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者 ニ、戦傷病者手帳の交付を受けている者 ホ、原子爆弾の被爆による障害のある者として厚生大臣の認定を受けている者 ヘ、常に就床を要し複雑な介護を要する者 学生については大学、高校などの学生や一定の要件を備えた各種学校の生徒と、職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生で学校長または職業訓練法人の代表者の証明書を提出した者に支給する。
	子	10,000	
	他	8,800	
北日本	1扶	20,000	支給対象は所得税法上の扶養対象者のみ ①第1扶養の順位は配偶者、18歳以上23歳までの子で在学中、60歳以上の父母②第2扶養は第1扶養を除く者、18歳未満の子、孫、弟妹、満18歳以上満23歳までの子で在学中(予備校生、専門学校生を含む)、60歳以上の父母、祖父母、身体障害者福祉法に定める身体障害者の父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹③第2扶養は特に人数に上限はない。
	2扶	10,000	
福井	子	15,000	
全中部経済	妻	29,000	婚姻届を提出している妻。
	1扶	6,000	第1子ないし直系親族。
	2扶	5,000	第2子ないし直系親族。
京都	配	27,000	配偶者は内縁関係を含む。
	1扶	19,500	配偶者のいない第一扶養者。
	子	16,500	①満18歳の高校卒業時までの直系卑属。ただし満18歳を超えて高校に在学する子は、③項を適用する。②心身障害者③税法上の被扶養であって、学校法に定める大学、短大、高専に在学する子。
	他	12,000	①満60歳以上の直系尊属②満60歳以上の配偶者の両親③満50歳以上の寡婦である母
京都開発	妻	15,500	
	子	7,000	
	他	11,000	
京都企画事業	配	26,000	大学・短大・高専および満18歳以上22歳未満で専修学校、各種学校、進学のための受験予備校に在学する子は5,000円
	他	12,000	
京都折込	配	25,000	
	子1	16,000	
	その他	12,000	
日刊スポ西日本	配	38,000	配偶者および会社が認める満60歳以上の父母、満19歳未満の子女を扶養する従業員(基幹職・専門職は除く)
	他	19,000	
日刊運輸	妻	20,000	内縁関係を含む
	他	6,000	
奈良	妻	13,000	
	子	10,000	18歳未満。
	親	7,500	要扶養
	障害	7,000	
神戸デイリー	配	32,000	
	他	17,500	配偶者以外の扶養家族3人目まで。
	他	13,500	4人目(支給対象者は5人を限度)

組合名	区分	金額	備考
山陽	扶配	35,000	
	配	15,500	
	子	20,000	子は人数制限なし
	父母等	15,000	
中国	配	33,000	パート勤務など給与収入が103万円以上ある人は対象外
	他	12,500	その他の扶養親族とは、23歳未満の子供(給与所得のある者を除く)、両親、同居の義父母(60歳以上)、3親等内の障害者、18歳未満の弟妹で父のない者、もしくは父が60歳以上の者。合計所得金額が35万円以上の者は対象外。
山陰中央新報	扶配	15,000	扶養配偶者は税法上をいう。
	配	12,000	
	子女	5,000	就学前、就学中の子女一人につき
	父母	3,000	税法上の扶養父母・祖父母、2人以内に限る
愛媛	配	32,900	扶養対象→①配偶者②20歳未満(誕生日月末)の子(高校～大学在学中は支給)、孫③60歳以上の父母、祖父母及び50歳以上の寡婦である母④父母を亡くした20歳未満(誕生日月末)の弟妹⑤年齢条件を除けば前各号に該当する身体障害者
	1扶	23,900	
	2扶	16,200	
	3扶～	9,400	
全徳島	扶配	16,000	所得税法上の控除対象配偶者。
	扶	22,000	親族に該当する子のうち、その年度の3月31日現在において満23歳以下の人(第1～4子)
四国	1扶	36,000	対象。①配偶者②満23歳未満の子供(18歳以上の子供については、学校教育法に定める専門学校・短大・大学生で無収入者に限る。ただし、予備校生も含む。)③満60歳以上の父母、祖父母。
	2扶	18,500	
	3扶	13,000	
	4扶	7,500	
	5扶	4,000	
高知	妻	30,000	所得税法上、控除とならない妻は8,000円。
	子	22,000	家族手当は第3子以上がいる場合に限り4人まで支給。それ以外は3人まで。
	他	11,000	父母、祖父母、孫、弟妹
佐賀	妻	11,000	
	子1	4,550	高校卒まで(18歳まで)
	子2	4,550	”
	子3	4,550	”
大分合同	妻	17,000	
	扶養	7,000	3人まで1人につき。
	世帯	17,000	
長崎	1扶	23,500	所得税法上の扶養家族
	2扶	15,000	
	他	11,000	人数に制限なし。
宮崎日日	配	34,560	配偶者手当の支給対象は税扶養の範囲
	他	15,390	
南日本	配	16,700	
	他	16,700	扶養していること。
南海日日	配	12,000	
	1扶	6,500	それ以下1扶養増すごとに6,500円。
琉球新報	他	8,700	
	扶配	18,000	
沖縄タイムス	配	18,000	
	子	9,000	

組合名	区分	金額	備考
	他	5,000	兄弟姉妹、父母(70歳以上)、祖父母
産経	妻	15,000	
	配	4,000	年収90万円以上の配偶者
	1扶	3,000	扶養家族数の枠の制限なし
道新スポーツ	配	28,000	
	子	6,500	
日刊スポ北海道	配	38,900	
	1子	14,700	
	2子	8,200	
福島民報	所帯	10,500	=所帯手当
	配	29,000	
	1子	23,500	
	2子	12,000	
	他	6,500	
山梨	1扶	9,500	14,500円で打ち切り
	2扶	3,000	
	3扶	2,000	他に祖父母3,000円
北国	1扶	31,000	有収入の妻は6,000円
	2扶	14,000	第3扶養も同じ 子女は在学中支給。販売普及員も社員並。
岐阜	1扶	13,000	配偶者の場合、他に8,000円
	2,3扶	8,000	
	4,5扶	6,000	
日本海	妻	9,000	
	子	3,000	
熊本日日	妻	28,600	
	1扶	13,300	在学中23歳3月末まで
	2扶	13,300	
	独身	14,500	